

平成18年
8月から

高齢受給者証・老人医療受給証を受けている人の

所得区分の 判定基準が変わります

■所得区分に応じて自己負担などが異なりますが、その所得区分を判定する基準が変わります。

平成18年7月31日まで		平成18年8月1日から									
所得区分	判定基準	所得区分	判定基準								
一般	一定以上所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱのいずれにもあてはまらない人です。	一般	一定以上所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱのいずれにもあてはまらない人です。								
一定以上所得者	<p>70歳以上の人および老人保健で医療を受ける人のうち、1人でも一定の所得（課税所得が145万円）以上の人が同一世帯にいる人にあたります。</p> <p>ただし、70歳以上の人および老人保健で医療を受ける人の収入の合計が、下記の場合、申請により、「一般」の区分と同様になります。</p> <table border="1"> <tr> <td>1人世帯</td> <td>484万円未満</td> </tr> <tr> <td>2人以上世帯</td> <td>621万円未満</td> </tr> </table>	1人世帯	484万円未満	2人以上世帯	621万円未満	一定以上所得者	<p>70歳以上の人および老人保健で医療を受ける人のうち、1人でも一定の所得（課税所得が145万円）以上の人が同一世帯にいる人にあたります。</p> <p>ただし、70歳以上の人および老人保健で医療を受ける人の収入の合計が、下記の場合、申請により、「一般」の区分と同様になります。</p> <table border="1"> <tr> <td>1人世帯</td> <td>383万円未満</td> </tr> <tr> <td>2人以上世帯</td> <td>520万円未満</td> </tr> </table> <p>ここが変わります!</p>	1人世帯	383万円未満	2人以上世帯	520万円未満
1人世帯	484万円未満										
2人以上世帯	621万円未満										
1人世帯	383万円未満										
2人以上世帯	520万円未満										
低所得者Ⅱ	同一世帯の全員が住民税非課税の人（低所得Ⅰ以外の人）にあたります。	低所得者Ⅱ	同一世帯の全員が住民税非課税の人（低所得Ⅰ以外の人）にあたります。								
低所得者Ⅰ	<p>同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の判定対象者の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる人にあたります。</p> <p>※年金の所得は控除額を65万円として計算します。</p>	低所得者Ⅰ	<p>同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の判定対象者の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる人にあたります。</p> <p>※年金の所得は控除額を80万円として計算します。</p> <p>ここが変わります!</p>								

判定は
毎年行われます

所得は毎年変わるため、所得区分の判定は毎年行われます。
前年の課税所得により判定され、8月から新しい所得区分が適用されます。